

館山市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和7年9月8日（月） 14時00分～14時30分

2. 開催場所 館山市役所本館 2nd階会議室

3. 出席委員 (8人)

会長	8番	杉田恒雄
会長職務代理者	2番	中村保宏
	1番	尾形玲子（欠）
	3番	北見富夫
	4番	山川みき子
	5番	寺田哲雄
	6番	前田 雄俊
	7番	小田喜承示
	9番	山崎日吉

4. 議事録署名委員の指名

5. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 買受適格証明願（農地法5条）による意見の決定について
議案第4号 買受適格証明願（農地法3条）による意見の決定について

報告事項 第1号 農用地利用集積等促進計画案への意見について
報告事項 第2号 農用地利用集積等促進計画の認可について
報告事項 第3号 農地法第5条の規定による許可申請取下願について
報告事項 第4号 農地移動適正化あっせんの申出について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	中山 哲也
副局長・農地係長事務取扱	獅子田 正臣
副主幹	山口 徳康
主事	和 颯 玲

7. 会議概要

議 長

ただいまから、令和7年第9回館山市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は8名です。よって総会は成立することを宣言いたします。

なお、館山市農業委員会会議規則第14条の規定により、委員会の会議を公開といたします。

次に館山市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員について、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり。)

それでは、7番 小田喜委員、9番 山崎委員 をお願いします。

なお、農地法第5条申請等に基づき、担当地区における現地調査を実施した農地利用最適化推進委員に、現地調査に基づく意見を述べてもらいます。

これから議事に入りますが、質問等ある農業委員は挙手して議席番号を言ってから簡潔明瞭をお願いします。

なお、携帯電話はマナーモードをお願いします。

はじめに、議事日程第1議案第1号 「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の1ページ、整理番号1から2について審議します。

事務局より説明をお願いします。

主 事

資料の1ページ、整理番号1 所在地は 腰越 西ノ下246番1、登記地目、現況地目、共に畑で面積396㎡の賃貸借による貸借権設定の案件です。

貸渡人は、市内腰越にお住まいの73歳の方、借受人は墨田区にお住まいの45歳の方です。

事由としては、譲渡人は農業をしていないため譲り渡します。

譲受人はこの農地を譲り受け、トマトやキュウリ等を栽培し、新規就農したいとのことです。

整理番号2 所在地は伊戸 イモリツカ 1381番外2筆、合計面積333㎡の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内伊戸にお住まいの70歳の方、譲受人は柏市にお住まいの60歳の方です。

事由としては、譲渡人は農業経営規模縮小ため譲り渡します。

譲受人は、この農地を譲り受け、菜花やジャガイモを栽培し、農業

経営規模を拡大したいとのことです。

以上、全ての案件において、申請書等に記載の内容が当該基準に適合するかどうか検討した結果を説明します。

まず、第2項第1号関係では、申請書により、取得後、耕作することが見込めますので、該当しません。

次に、第2項第4号関係では、申請書から従事日数は150日を超えており、該当しません。

また、第2項第6号関係では、その利用にあたり、支障となるようなことは認められず、該当しません。

よって、「許可」と判断します。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。

質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですのでお諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

許可とする者全員と認め、「許可」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第2議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の2ページ、整理番号1から3について審議します。
事務局より、説明をお願いします。

主事

整理番号1 所在地は二子 権現堂 383番1、登記地目、現況地目共に田で、面積47㎡の売買による所有権移転の案件です。

申請人は袖ヶ浦市の法人です。

転用の事由及び施設は、隣地でアパート経営を行っており、付随する駐車場が不足したため増設したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第3号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和7年

10月1日に工事着手し、令和7年11月30日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号2 所在地は布良 川崎 417番1、登記地目、現況地目、共に畑で面積130㎡の売買による所有権移転の案件です。

申請人は白井市にお住まいの59歳の方です。

転用の事由及び施設は、定年後に環境の良い館山に永住するために専用住宅を建設したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第3号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和7年10月15日に工事着手し、令和8年4月30日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号3 所在地は布良 川崎 418番、登記地目、現況地目、共に畑で面積218㎡の売買による所有権移転の案件です。

申請人は白井市にお住まいの59歳の方です。

転用の事由及び施設は、定年後に環境の良い館山に永住するために専用住宅を建設したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第3号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和7年10月15日に工事着手し、令和8年4月30日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

以上、全ての案件について、農地法第5条第2項第3号による必要な資力及び信用の有無については、申請者の残高証明書若しくは融資見込証明書が添付されており、有りと判断します。

農地法第5条第2項第4号の周辺農地への営農条件への支障については、現地確認した結果、該当なしと判断します。

よって「許可相当」と判断します。

説明は以上です。

説明が終わりました。

整理番号1については、駐車場を建設するための申請になります。

議長

	3 番委員、ご意見等ございますか。
担当委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	整理番号 2 及び 3 については、専用住宅を建設するための申請になります。 5 番委員、ご意見等ございますか。
担当委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。 質問、意見等無いようですので、一括してお諮りいたします。 事務局説明のとおり、「許可相当」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。 (挙手全員)
議 長	許可相当とする者全員と認め、「許可相当」と決定いたします。
	つづきまして、議事日程第 3 議案第 3 号「買受適格証明願（農地法第 5 条）による意見の決定について」を議題とします。
	資料の 3 ページ、整理番号 1 について審議します。 事務局より、説明をお願いします。
主 事	整理番号 1 所在地は那古 大芝 1452 番 1、登記地目、現況地目共に畑で、面積 26 m²です。 申請人は横浜市にお住いの 54 歳の方です。

申請事由は、東京国税庁の競売での落札後に転用及び所有権移転し、資材置き場とするためです。

本議案について、申請書等に記載の内容が当該基準に適合するかどうか検討した結果を説明します。

まず、農地の区分について説明します。この農地は用途地域内にある農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第3種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第3号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和7年12月1日に工事着手し、令和7年12月3日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

また、農地法第5条第2項第3号による必要な資力及び信用の有無については、申請者の残高証明書若しくは融資見込証明書が添付されており、有りと判断します。

農地法第5条第2項第4号の周辺農地への営農条件への支障については、現地確認した結果、該当なしと判断します。

以上より、買受適格者であると考えます。

なお、入札後、申請者が売却決定通知書及び農地法第5条申請書を提出した際は、買受適格証明書提出時の営農計画等と異なっていない場合は、速やかに許可書を交付することといたします。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。

整理番号1については、資材置き場を建設するための申請になります。

本来は1番委員に意見を述べてもらいますが、本日は欠席されており、事前に問題ない旨を伺っております。

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですので、お諮りいたします。

事務局説明のとおり、適格者であると証明すること及び5条申請があった場合に「許可」と決定してよろしいか承認を求めます。賛成の

農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

許可する者全員と認め、「証明」及び「許可」として決定いたします。

つづきまして、議事日程第4 議案第4号「買受適格証明願（農地法第3条）による意見の決定について」を議題とします。

資料の別紙1 ページ、整理番号1 について審議します。
事務局より、説明をお願いします。

主 事

整理番号1 所在地は那古 大芝 1452 番1、登記地目、現況地目共に畑で、合計面積 26 m²です。

申請人は市内那古にお住いの62 歳の方です。

申請事由は、東京国税庁の競売での落札後に所有権移転し、新規就農するためです。

譲受人の労力総数は1 人、労力稼働数は1 人です。

本議案について、申請書等に記載の内容が当該基準に適合するかどうか検討した結果を説明します。

まず、第2 項第1 号関係では、申請書により、取得後、耕作することが見込めますので、該当しません。

次に、第2 項第4 号関係では、申請書から従事日数は150 日を超えており、該当しません。

また、第2 項第6 号関係では、その利用にあたり、支障となるようなことは認められず、該当しません。

以上より、買受適格者であると考えます。

なお、入札後、申請者が売却決定通知書及び農地法第3 条申請書を提出した際は、買受適格証明書提出時の営農計画等と異なっていない場合は、速やかに許可書を交付することといたします。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。

質問、意見等ございますか。

質問、意見等ないようでありますので、お諮りいたします。

事務局説明のとおり、適格者であると証明すること及び3 条申請があった場合に「許可」と決定してよろしいか承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

許可する者全員と認め、「証明」及び「許可」として決定いたします。

つづきまして、報告事項第1号「農用地利用集積等促進計画案への意見について」を報告します。

資料の4から12ページ、整理番号1から9について、事務局より説明をお願いします。

副主幹

まず、「農用地利用集積等促進計画」についてですが、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農地中間管理事業を利用する場合は、この「農用地利用集積等促進計画」を定めなければならない、この計画を定めたときは、農業委員会に意見を聴かなければならないとされています。

今回、意見照会のあった促進計画案は、資料の7から8ページの合計9件で、地域計画内での貸し借りです。農業委員会は、促進計画案に対する意見とともに、借受人の農家要件等を確認します。

農家要件等を確認する借受人は、資料の10から11ページのチェックリストにありますように、個人6件、法人2件です。確認する要件は、「その者が権利設定を受ける農用地の全てを効率的に利用するか」、「農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれるか」です。

事務局において、各要件を満たしていることを確認し、計画案に対する意見なしとして、資料9ページのとおり回答しました。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。何か不明な点はありますか。

無いようですので、第1号の報告を終わります。

つづきまして、報告事項第2号「農用地利用集積等促進計画の認可について」を報告します。

資料の13から16ページ、整理番号1から15について、事務局より説明をお願いします。

副主幹

今回の案件は、市から農業委員会に意見照会のあった促進計画案について、事務局で農家要件等を確認し、「計画案に対する意見なし」として回答したことを、6月の総会で皆様にご報告した案件です。令和7年8月1日付けで、県知事から正式に認可がおりたと通知がありましたので、ご報告します。

各案件の説明については、時間の都合により割愛させていただきます。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。何か不明な点がありますか。

無いようですので、第2号の報告を終わります。

つづきまして、報告事項第3号「農地法第5条の規定による許可申請取下願について」を報告します。

資料の17ページ、整理番号1について、事務局より説明をお願いします。

主事

資料17ページ、整理番号1、所在地は腰越 御嶽 441番1、令和7年7月総会でご審議いただいた案件です

事由としましては、当初賃貸住宅として転用の申請がありましたが、第三者が農地として取得するため、申請を取り下げるとのことです。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。何か不明な点がありますか。

無いようですので、第3号の報告を終わります。

つづきまして、報告事項第4号「農地移動適正化あっせんの申出について」を報告します。

資料の18ページ、整理番号1について、事務局より説明をお願いします。

主事

整理番号1 所在地は 見物 大坪 173 番 外 6 筆、登記地目、現況地目、全て田で合計面積 1,860 m²です。

申出者は熊谷市にお住まいの方です。

申出理由は、遠方のため耕作できないとのことでした。

説明は以上です。

議長

説明のとおり、あっせんの申し出がありましたので、あっせん委員を2名指名します。

あっせん委員については、担当地区の農地利用最適化推進委員 2 名
をお願いすることになっておりますが、今回の地区は推進委員が 1 名
しかいないため、農業委員にもお願いします。

整理番号 1 について、西崎地区ですので、山崎委員と原田推進委員
をお願いします。

以上で、第 9 回 館山市農業委員会総会を閉会いたします。
皆様、ご苦労様でした。

閉 会

14 時 30 分

農業委員会等に関する法律第 27 条の規定により署名する。

館山市農業委員会会長

杉 田 恒 雄

館山市農業委員会委員

小 田 喜 永 示

館山市農業委員会委員

山 崎 日 吉